

ミツヒロニュース



ある雑誌に「手術難民だらけになる東京」という記事が載りました。東京には多くの病院がありますが、人口 10万人当たりの看護師数は全国4位です。人員不足のため直ぐに手術ができない、何ヶ月も待たされてしまう間に病状が悪化するケースもあります。スムーズに医療サービスを受けるためには、かかりつけ医を持つことが必要ではなってしょうか。

光慶 昌史



今月のトピックス

- ◇所得拡大促進税制を利用しましょう
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(26)
「税務署の組織構造」
- ◇後援セミナーのご案内
- ◇後継者の学校のご案内
- ◇あとがき
紫陽花の季節です

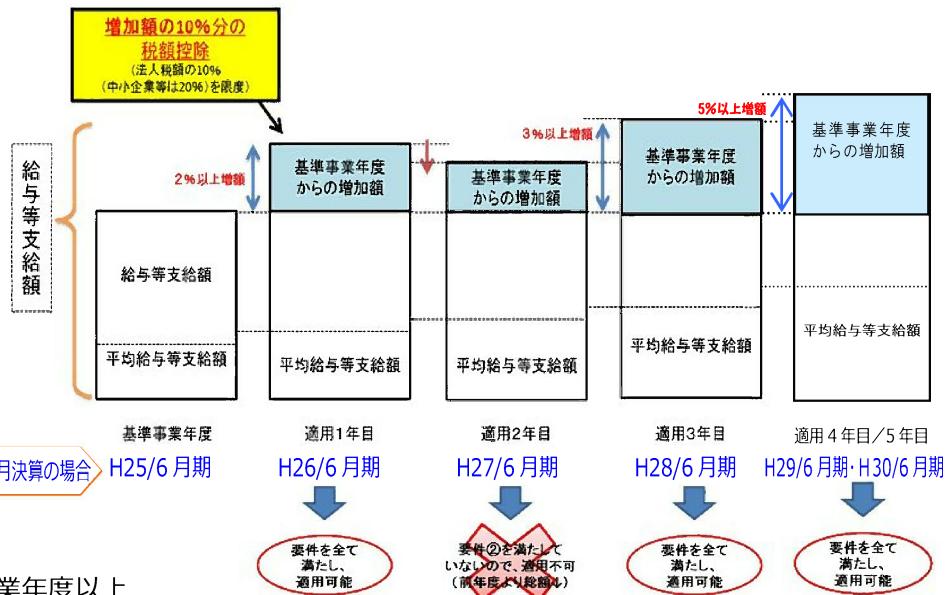
所得拡大促進税制を利用しましょう

昨年、所得拡大促進税制が導入されました。今年から使いやすく改正されました。景気が回復し、残業代が増加している企業も多くあるのではないでしょうか。一度計算してみてはいかがでしょうか。

1) 概 要

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成30年12月31日までの各年。以下「適用事業年度」といいます。）において、国内雇用者に対して給与等を支給し、以下の3つの要件を満たした場合、雇用者給与等支給増額額の10%の税額控除ができる制度です。ただし、控除できる税額は、その適用事業年度における法人税の額（個人事業主の場合は、所得税の額）の10%（中小企業の場合は、20%）が限度となります。

所得拡大促進税制の概要(全体像)



【要件①】雇用者給与等支給額の総額の増加要件

H25→2%、H26→2%、H27→3%、
H28→5%、H29→5%

【要件②】給与等支給額の総額：前の事業年度以上

【要件③】平均給与等の支給額：前の事業年度を上回る

以上の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増額 × 10% (法人税額の10%を限度 (中小企業等は20%)) が認められます。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

基準年度の給与等支給額と比較して、増加した金額が対象となりますので、3要件を満たしておけば、毎年控除することができます。

Q1.他の税制措置との適用関係はどうなりますか。

A.雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制、Q2も参照）、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度、避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度、又は立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度とは選択適用（所得拡大促進税制を利用する場合、上記の税制は利用できない）となります。

Q2.本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要がありますか。

A.本制度の利用に際し、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

※注 雇用促進税制と本制度のどちらかを利用する可能性があるが、あらかじめどちらの制度を利用するか判断できない、という場合、雇用促進税制の事前届出（雇用促進計画の提出）をした上で、申告の際にどちらかを利用するかご判断ください。雇用促進税制の事前届出を行った場合でも、申告の際に本制度を選択することは可能です。

Q3.雇い入れ助成金などと本制度を同一年度で併用することはできますか。

A.助成金と本制度を同一年度で併用することは可能です。ただし、本制度上、「雇用者給与等支給額」「基準雇用者給与等支給額」「比較雇用者給与等支給額」「平均給与等支給額」等には、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額は含まれないため、実際に支給した額から助成金の支給額を控除して、要件の判定や控除を受ける金額の計算を行うことになります。

Q4.国内雇用者にはどのような者が含まれますか。

A.国内雇用者とは、法人又は個人事業主の使用人のうち法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者（当該法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者）をいい、雇用保険一般被保険者でない者も含みます。ただし、当該法人の役員（法人税法第2条第15号に規定する役員をいいます）とその特殊関係者や使用者兼務役員は、使用者から除かれています。なお、役員の特殊関係者とは、次の者をいいます。

- ①役員の親族
- ②役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③上記①、②以外の者で役員から生計の支援をうけているもの
- ④上記②、③の者と生計を一にするこれらの者の親族

Q5.雇用者給与等支給額とは何ですか。

A.雇用者給与等支給額とは、国内雇用者（Q4 参照）に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の額で、当該適用事業年度において損金算入される金額をいいます。

ただし、Q4 にあるとおり、役員の特殊関係者や使用者兼務役員に対して支給する給与や退職手当は除かれます。また、給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除する必要があります。

◆給与等に含まれるもの例：賃金、勤勉手当、残業手当など給与所得とされるもの

◆給与等にふくまれないものの例：退職手当など給与所得とされないもの

※注 決算賞与については、損金算入される事業年度の雇用者給与等支給額に含まれます。

Q6.要件①における「基準雇用者給与等支給額」とは何ですか。

A.基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度の雇用者給与等支給額をいいます。すなわち、平成25年4月1日より前に事業を行っている法人の場合には、平成24年度（個人事業主の場合は、平成25年）の雇用者給与等支給額が基準雇用者給与等支給額となります。

なお、基準事業年度の月数と当該適用事業年度の月数とが異なる場合、基準事業年度の雇用者給与等支給額に当該適用事業年度の月数を乗じてこれを基準事業年度の月数で除して計算した金額を基準雇用者給与等支給額とします。

例1：3月末締めの会社の場合→平成24年4月から平成25年3月までが基準事業年度となります。

例2：12月末締めの会社の場合→平成25年1月から平成25年12月までが基準事業年度となります。

Q7.平成25年4月1日（個人事業主の場合は、平成26年1月1日）より前に事業を開始していたものの、国内雇用者に対して給与等を支給していない場合の基準雇用者給与等支給額がどのように計算しますか。

A.基準雇用者給与等支給額は1円とします。

Q8.要件②における比較雇用者給与等支給額とは何ですか。

A.比較雇用者給与等支給額とは、適用事業年度の前事業年度の雇用者給与等支給額をいいます。なお、前事業年度の月数と当該適用事業年度の月数とが異なる場合、当該前適用事業年度の雇用者給与等支給額に当該適用事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

例1：平成25年10月に、3月締めの会社を設立した場合で、平成26年度(12か月)の比較雇用者給与等支給額を計算する場合。→比較雇用者給与等支給額=(平成25年10月～平成26年3月の雇用者給与等支給額)×12÷6

例2：平成25年10月に、3月締めの会社を設立した場合で、平成27年度(12か月)の比較雇用者給与等支給額を計算する場合。→比較雇用者給与等支給額=(平成26年4月～平成27年3月の雇用者給与等支給額) (次頁へつづく)

Q9.中小企業者等に該当するかどうかの判定の時期はいつですか？

A.法人が中小企業者等に該当するかどうかは、適用を受ける事業年度終了の時の現況によって判定するものとします。

Q10.給与等支給額から控除する必要のある、他の者から支払いを受けた金額にはどのようなものがありますか。

A.給与等支給額から控除する「他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払いを受けた金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれます。

(1)雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

(2)法人の使用者が他の法人に出向した場合において、その出向した使用者(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。)が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額。

Q11.出向先法人が給与負担金を支出している場合、どちらの給与等支給額に含めれば良いですか。

A.出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれます。

2) 平均給与等支給額に係る要件について

その計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に限定しました。

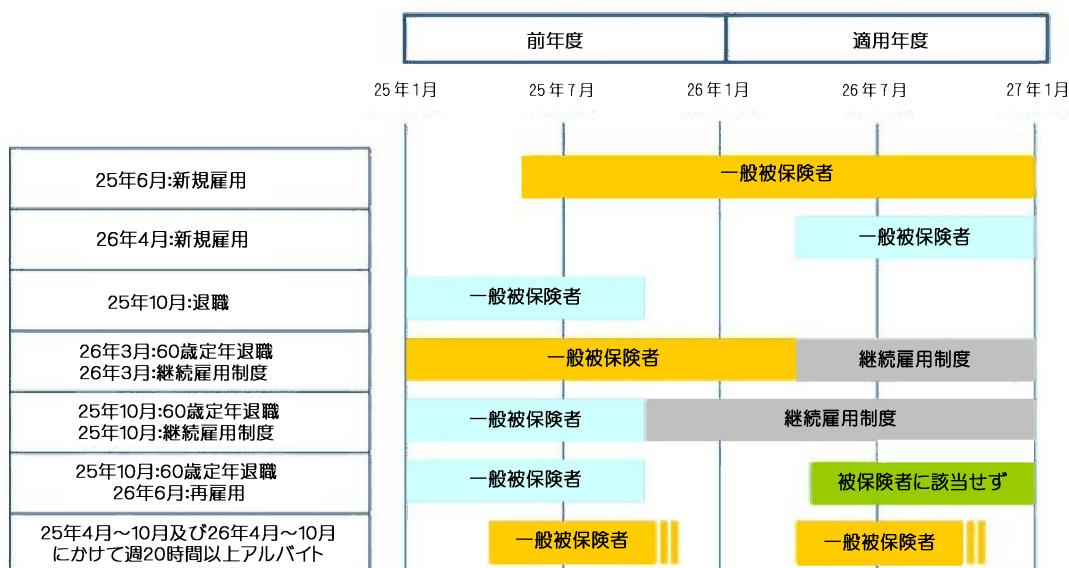
これは、適用年度およびその前事業年度において平均給与等支給額を比較する場合、前事業年度に給与水準の高い退職者が多く、適用年度に給与水準の低い新入社員が多い場合等に、実体上は給与水準の改善が行われていたとしても、平均給与等支給額の比較の上で反映できないため、より適切な比較ができるよう改正されたものです。

3) 「継続雇用者に対する給与等」とは

適用年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等の支給額をいうとされています。(ただし、雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者に対して支給したものを除く。)

したがって、適用年度に新規で採用した者や、前事業年度で退職した者に対して支払った給与等については、平均給与等支給額を比較の上で計算には入れないことになります。以下の図の例をご参考ください。

: 継続雇用者に対する給与等として、計算の対象になると考えられるもの





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 26. 「税務署の組織構造」

税務署の組織構造において、権限は次のような順番になっています。

①税務署長 → ②副署長 → ③統括官 → ④調査官

一般企業において、担当者とのビジネスの話がうまく進まない場合でも、決裁者と話せば急に話が進んだりするようなことがあると思います。

調査官といえども、公務員で、一人のサラリーマンですので、一般企業と同様に上司の指揮、命令下にあります。税務署は国の組織ですので、権限と職種・職格が細かく定められ、一般企業よりもヒエラルキーが明確です。

また法律で、下記のように定められています。

国家公務員法 98条（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）

職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。

国家公務員法第 105 条（職員の職務の範囲）

職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

この法律からも分かるとおり、公務員である調査官は、法律を守らなければならないのと同様に、上司の命令が絶対であるという訳なのです。この法律がある以上、税務調査でモメた場合には、末端の担当調査官とやり取りするのではなく、時と場合によっては、上司である統括官と交渉した方が断然効果的な場合もあります。調査官も公務員であってヒエラルキーがあることを認識するだけで税務調査の対応は大きく変わるのであります。

参考文献： ■経済産業省 HP

後援セミナーのご案内

弊社が加入しているマイツグループが、現在、中国に進出されている企業様の現地化政策、新規に中国で多店舗展開される飲食・小売業様の進出支援のためのセミナーを7月3日(木)RCC文化センターにて開催します。テーマは、第一部「真の現地化対策セミナー」、第二部「多店舗展開をする飲食・小売業の進出セミナー」となっておりますので、是非ご参加ください。
詳細につきましては、別紙セミナーチラシをご覧ください。

DEPS 後継者の学校 のご案内

弊社グループ会社、(株)東京ファインシャルプロネーズ広島が事業承継者を養成する後継者の学校を6月28日(土)に開講します。受講対象者は、事業を引き継ぐ“後継者”や“経営者の補佐役”の方など、経営の基本と本質を実践的に学びます。パンフレット等、資料をご希望の方は、弊社までお問い合わせください。

あとがき

下田です。梅雨入りが間近になり、我が家
の紫陽花に沢山の蕾が付きました。昨年
戴いたアナベル、ガクアジサイにヤマアジサイ。鉢植えなので
株はまだ小さいけれど、グングン成長していく姿を見ていると
嬉しくなります。大半は、手当たり次第に挿し木をして運良く根
付いたもの。色々な種類を挿したので、咲くま
では、どの紫陽花が育ってくれたのか分かりま
せんが、また、それも楽しみな今日この頃です。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
**Office
Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

